



平成18年（行ウ）第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

平成19年（行ウ）第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

平成20年（行ウ）第108号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原 告 原田学 外105名

被 告 国（処分行政庁 関東地方整備局長）、東京都（処分行政庁 東京都知事）

参加人 世田谷区

準 備 書 面 (14)

平成24年8月31日

東京地方裁判所民事第2部 御中

被告東京都訴訟代理人 弁護士

今井克治



被告東京都指定代理人

岩元昭博



同

村木健司



同

朝山勉



同

大野誠



同

田邊守



本準備書面においては、平成24年6月19日付「被告国及び被告東京都に対する新しい事態における求釈明」に対する回答を必要な限りにおいて行うとともに、同日付けで原告らからなされた人証の申出に対する意見を述べる。

第1 「被告国及び被告東京都に対する新しい事態における求釈明」に対する回答

原告らが提出を求めていた、代々木上原地区の昭和45年8月19日付都市計画事業認可の申請書添付書類は、被告東京都から被告国に提出したものであるため、被告東京都に原本は存在しない。これらの文書の写しとして、被告東京都に現存しているものは、「建設大臣認可書」、「図書の写し送付書」、「都市計画事業認可承認申請書」及び「事業平面図（3000分の1）」（いずれも写し）のみであり、これらについては、原告らも求釈明で述べているとおり（2頁）、平成24年2月に開示請求があり、同年3月に開示した。

また、上記事業認可にかかる都市計画の縦覧書面のうち現存するものは、本訴訟において、被告国から乙第10号証の1及び同2として提出されている。

乙第10号証の2は、都市計画法に基づく都市計画の縦覧書面に、「始点」、「代々木上原駅」、「終点」の位置表示を表記し、追加区域の赤色着色及び廃止区域の黄色着色を行ったものである。これらの記載は、判読の一助とするために加えられたものであるが、縦覧書面においても追加区域及び廃止区域は明示されており、乙第10号証の2は、それが示す内容において都市計画法に基づく縦覧書面と同一のものである。

第2 人証申出に対する意見

原告らは、補助54号線の構造及び平成15年の都市計画変更決定手続に関する具体的な事実を確定するためとして、当該都市計画変更決定当時の被告東京都の都市整備局都市基盤部長只腰憲久の人証調べを、下北沢地区の補助54号線の事業認可手続に関する具体的な事実を確定するためとして、当該事業認

可当時の被告東京都の都市整備局都市基盤部長石井恒利の人証調べをそれぞれ申請している。

しかし、原告らが立証の対象としている上記各事実については、いずれも既に被告らが本訴訟において証拠として提出している客観的な資料により明らかであり、平成15年の都市計画変更決定や平成18年の補助54号線事業認可手続時に担当部の部長として関わった者の証言をもって立証が必要となるものではない。

したがって、只腰憲久及び石井恒利両名について人証調べを行う必要性はない。

以上